

排水設備工事事業者指定申請（新規）提出書類チェック表

東大和市下水道条例、東大和市下水道条例施行規則及び東大和市指定排水設備工事事業者規則を熟知し申請してください。

排水設備工事事業者指定申請（新規） ※申請手数料として1万円が提出時に必要となります。

提出書類		記入事項等	チェック欄
1	指定申請書（第1号様式）	記入例の太枠内を記入、代表者印の押印	
2	誓約書（第2号様式）	代表者印の押印	
3	個人 住民票の写し	発行日から3か月以内のもの	
	法人 登記事項証明書		
4	事業所の平面図及び写真並びに付近見取図		
	（平面図）	上方を北として記入。 机、製図台等も記入してください。	
	（写真）	建物の内外を可能な範囲で全方向から撮影してください。 事業所の看板、工事用具、材料、製図台、車両は必ず撮影してください。	
	（付近見取図）	住宅地図のコピー等を用い、最寄の駅から事業所まで赤ペンで結んでください。 A4版で入りきらない場合は、縮小して全体が入っているものをA3版で1枚、事業所周辺を拡大したものをA4版で1枚添付してください。	
5	専任の排水設備工事責任技術者との雇用関係が分かる書類	専任の責任技術者が代表者と異なる場合には源泉徴収票等の雇用関係が分かる写しを添付してください。 注)金額は塗りつぶしてください。	
6	事業者の所在地の指定事業者証の写し	所在地の指定又は東京都内の区市町村の指定の写しを添付してください。 写しの添付は1区市町村で、全て添付する必要はありません。	

排水設備工事責任技術者登録・登録更新申請 ※申請手数料は不要です。

※東京都下水道局に登録してある場合は、写しを添付すれば東大和市への登録は不要です。

提出書類		記入事項	チェック欄
1	東京都下水道局の排水設備工事責任技術者証	窓口で技術者証の確認をします。	
2	東京都下水道局の排水設備工事責任技術者証の写し	東京都下水道局の排水設備工事責任技術者証の写しを提出してください。	

東大和市のみの責任技術者登録等 ※申請手数料として1件につき、3千円が提出時に必要となります。

提出書類		記入事項	チェック欄
1	登録・登録更新申請書（第10号様式）	記入例の太枠内を記入、押印	
2	誓約書（第11号様式）	押印	
3	東京都下水道局の排水設備工事責任技術資格者証	窓口で資格者証に東大和市の登録の記載をします。	
4	東京都下水道局の排水設備工事責任技術資格者証の写し	資格者証の写しを提出してください。	